

ぎふ企業成長投資補助金交付取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、ぎふ企業成長投資補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(国等からの財政的支援の範囲)

第2条 要綱第5条第2項に規定する「国等からの補助金」の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 国庫補助金
- 二 当該補助金を除く県補助金
- 三 その他の支援機関からの補助金

(事前着手)

第3条 要綱第7条に規定する事前着手日は、募集開始日以降とする。

(補助対象外経費)

第4条 次の各号に掲げる経費については補助対象には含めない。

- 一 土地の取得費
 - 二 建物の取得費（既存建物内における福利厚生施設の設置、改修は「建物の取得」には該当せず対象）
 - 三 機械・設備等の維持修繕及び撤去・処分に係る経費
 - 四 構築物、器具及び備品、車両及び運搬具
 - 五 単価50万円未満の機械・設備等
 - 六 中古品設備等の導入費（中古市場においてその価格設定の適正性等が明確である場合は対象）
 - 七 調査研究やシステム開発費等の無形固定資産（機械・設備に一体運用がなされる組み込みソフトウェア、専用制御ソフトウェアは対象）
 - 八 割賦、リース（ファイナンスリースは対象）・レンタルに係る経費
 - 九 消費税等相当額、振込手数料
 - 十 補助事業者名義で支払いをしていないもの
- 2 老朽化した機械・設備の単なる入れ替えは補助対象としない。

(賃上げ率の算定)

第5条 要綱に規定する賃上げ率は、次の各号により算定する。

- 一 基準日
交付申請日の前年の4月1日
 - 二 交付申請時（現状）
基準日から交付申請日までの上昇（下落）率
 - 三 交付申請時（目標）
交付申請日からその1年後までの上昇（下落）率【目標値】
 - 四 実績報告時
基準日から実績報告日までの上昇（下落）率
 - 五 報告後1年目
基準日から実績報告日の翌年度末日までの上昇（下落）率
交付申請日からその1年後までの上昇（下落）率【実績値】
 - 六 報告後2年目
基準日から実績報告日の翌々年度末日までの上昇（下落）率
- 2 賃上げ率の算定対象は正規職員及びパートタイム従業員とし、役員を含めない。

附 則

- 1 この取扱要領は、平成8年4月1日から施行する。